

須永政五郎とハツの卒業証書と修業証書に関する考察

——第1次～第2次「小学校令」期における学校制度の変化と卒業証書・修業証書の分化——

麻生千明

元・足利大学教授

Consideration about Masagorou Sunaga and Hatsu Sunaga's Certificates of Graduation of School and Certificates of Promotion of Grade

Chiaki ASOU

Abstract

This Study is Consideration about Certificates of Masagorou Sunaga (Koukichi's fifth son) and Hatsu (Heitarou's first daughter). They shows a Transition of School System under the First Primary School Law and the Second Primary School Law. In that Period, Certificate of Graduation of School and Certificate of Promotion of Grade are Distinctly Separated.

Keyword: Certificate of Graduation of School, Certificate of Promotion of Grade,

はじめに

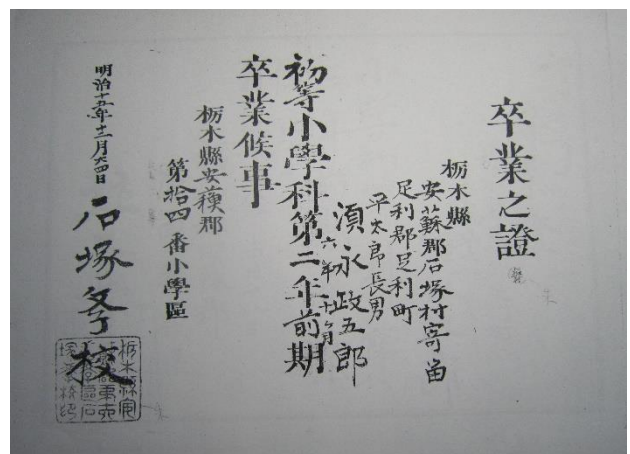
足利市通町在住の須永家（当主・須永和夫氏）より、ご先祖の明治期の卒業証書として須永廣吉の長男平太郎、二女ヨシ、五男政五郎、平太郎の長女ハツの4人の証書をお借りした。前稿^①では廣吉の長男平太郎、二女ヨシの卒業（進級）証書について考察をおこなったが、本稿は、その続編として廣吉の五男政五郎、および平太郎の長女ハツの2人の卒業証書および修業証書等を資料に考察するものである。

I. 廣吉氏の五男、政五郎の卒業証書

1. 安蘇郡石塚村の親戚宅に寄留

政五郎は1876（明治9）年3月6日に廣吉の五男として足利町に生まれた。二女ヨシより2歳年下である。お借りした政五郎の証書は、次に示したように1882（明治15）年12月、「栃木縣安蘇郡第拾四番小学區 石塚孝校」から授与された初等小学科2年前期の卒業証書が最初のものである。同校に1年次から入学したと思われるが、お預かりしたなかには1年次の証書はなかった。「卒業之證」とのタイトルがあり、「栃木縣安蘇郡石塚村寄留」となっている。

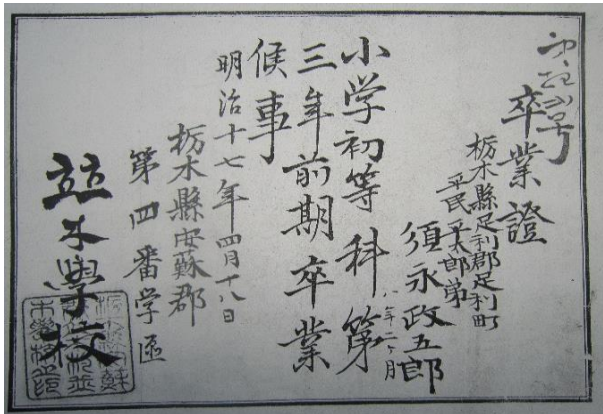
当主にお伺いしたところ、父親の廣吉氏は安蘇郡石塚村の落合家の生まれで須永家に養子に入ったとのことであった。政五郎は五男でもあり、その落合家に寄留したものと思われる。なお明治期は、全国的にも学齡児童の寄留は少なくなかった。^②



続柄について証書には「平太郎長男」とあるが、弟の間違いで、次からは「平太郎弟」と訂正されている。父親の廣吉は前年に亡くなっており、1881（明治14）年5月14日に平太郎は19歳だったが、家督を相続、「戸主」となっていた。政太郎が学んだ石塚学校は1874（明治7）年3月、石塚村崇雲寺を仮校

舎に開校、当初は「硯集学舎」、政五郎が入学した頃は「石塚学校」と称していた。1886（明治19）年5月に現在地に校舎を新築移転、「石塚小学校」と改称した。現在の佐野市立石塚小学校である。⁽³⁾

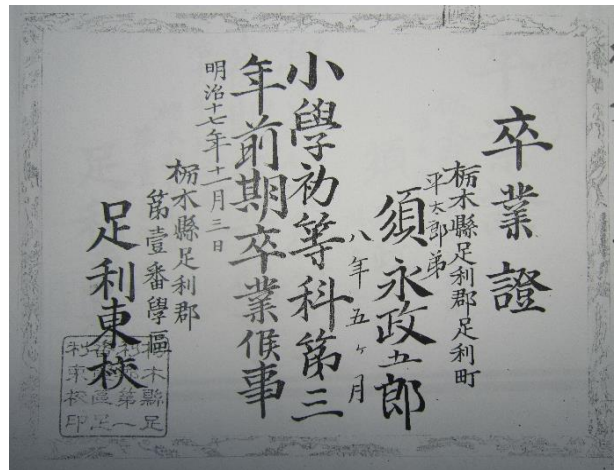
2年後期の証書は、お預かりしたなかには無く、次は1884（明治17）年4月18日付、3年前期の卒業証書が同じ安蘇郡の「第四番学區 竝木學校」⁽⁴⁾から授与されている。住所は足利町の実家に戻ったのであろう、「足利郡足利町」となっている。



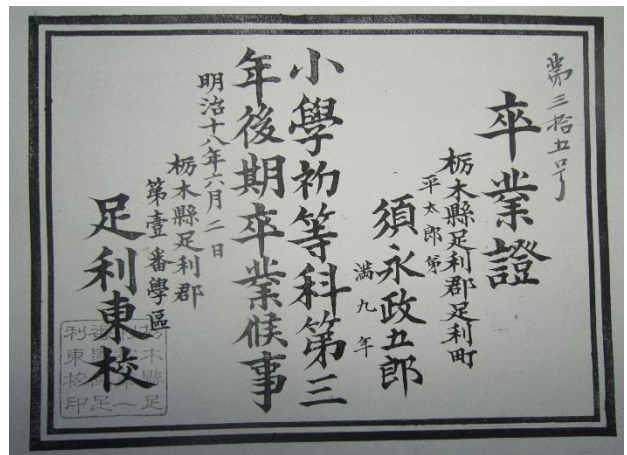
なお証書の文面に「初等小学科」、「小学初等科」の文言がみられるが、前稿（注(1)掲出拙稿①）で指摘したように1879（明治13）年の「改正教育令」により小学校が初等科、中等科、高等科の3段階に改革、同令下の「小学校教則綱領」に基づき栃木県では1882（明治15）年1月に「栃木県小学教則」を制定、各等科ごとの教則も制定された。そして同年5月頃以降の卒業証書には「初等科」という文言が登場するが、政五郎の証書にもそのことが確認される。

2. 足利東校に転校

その後、政五郎は地元の足利学校本校（足利東校）に転校、約半年後の1884（明治17）年11月に「足利東校」より3年前期の卒業証書が授与されている。足利小学校は1882（明治15）年に3分校を廃止、本校を「足利東校」と改称していた。政五郎はすでに「竝木学校」から3年前期の卒業証書が授与されていたが、今回も3年前期の証書である。学年が重複しているのは、当時、各学校間において教育課程が十分に統一、整備されていなかった状況のあらわれであろうか。

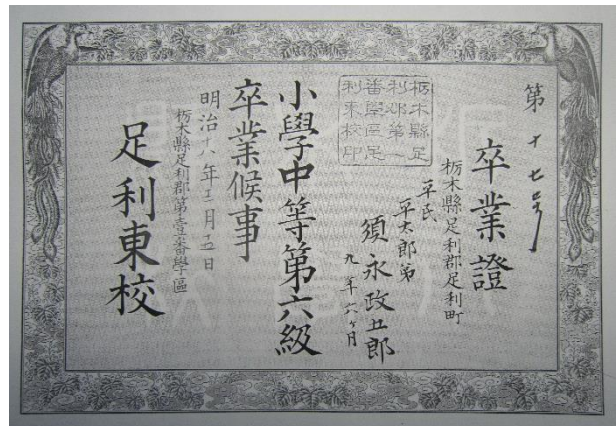


続いて次は半年後の1885（明治18）年6月、同校より授与された3年後期の卒業証書である。書式は緑の縁取りから黒の二本線の縁取りに変わっている。



3. 「年」表示から「級」表示への変化

政五郎の、次の1885（明治18）年12月授与の証書は「小学中等第六級卒業候事」と「年（前期・後期）」表示から「級」表示へと変化している。また証書も和紙から洋紙に変わり、透かしの入った背景に紫色の縁取りの、一層立派な証書になっている。

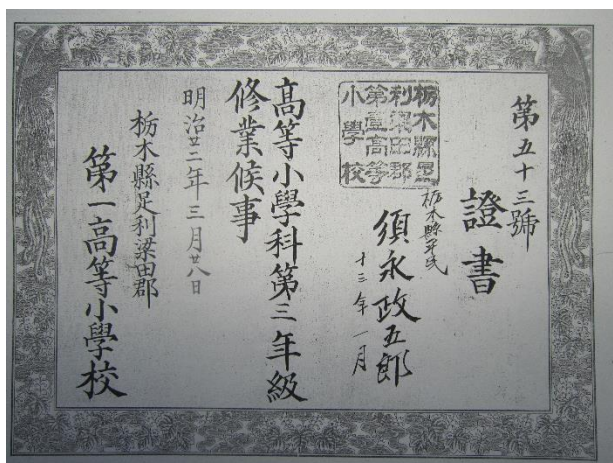


ところで「年」表示から「級」表示に変化したことについては、今まで考察した木村家、石関けい、

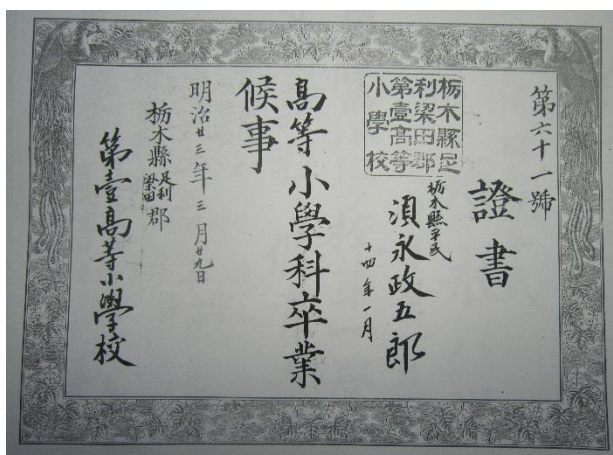
度のもと高等小学校の第2年級に編入、同年度末に第2年級を修業の証書が授与されたのである。

5. 「修業証書」と「卒業証書」の分化

ところで今回は、証書の文面が「第二年級修業候事」と大きく変化している。従前の「学制」期、「教育令」期においては、半年間の等級(学年前・後期)の修了ごとに「卒業証書」が授与され、文面も「卒業候事」であったが、(第1次)「小学校令」公布後は、学年の修了は「第〇年級修業候事」となっており、いわば「修業証書」である。また証書の縁取りも黄色の縁取りになっている。さらに1年後の1889(明治22)年3月末には第三年級の修業証書が授与されており、朱色の縁取りへと変わっている。



政五郎はさらに同校の四年級に進級、翌1890(明治23)年3月29日付で次のような高等小学科卒業の証書が授与されている。



表題は単に「証書」であるが、文面は「高等小学科卒業候事」となっており、文字通り「卒業証書」である。このように(第1次)「小学校令」期におい

ては、証書の文面上において、学年修了時の「修業証書」と学校卒業時の「卒業証書」が明確に区別されるようになったのである。

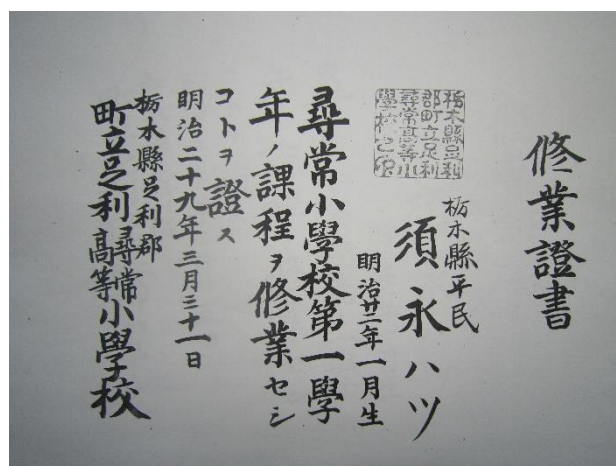
なお高等小学校卒業後の政太郎の詳細な経歴は不詳であるが、戸籍によると明治39年2月15日、足利郡山辺村字田中の田部井善次郎に養子縁組、同日長女イトとの婚姻届が提出されている。少年期における親戚宅への「寄留」、そして成人後の婿養子という経歴には、長子相続の「家」制度のもとで須永家の五男として生まれた事情がうかがわれよう。

II. 須永ハツの「修業証書」と「卒業証書」

——(第2次)「小学校令」公布後——

1. 学年の課程修了時における「修業証書」の授与

須永ハツは、平太郎の長女として1889(明治22)年1月22日に生まれた。次はハツが授与された最初の証書で、1896(明治29)年3月31日、足利町立足利尋常高等小学校から授与されたものである。



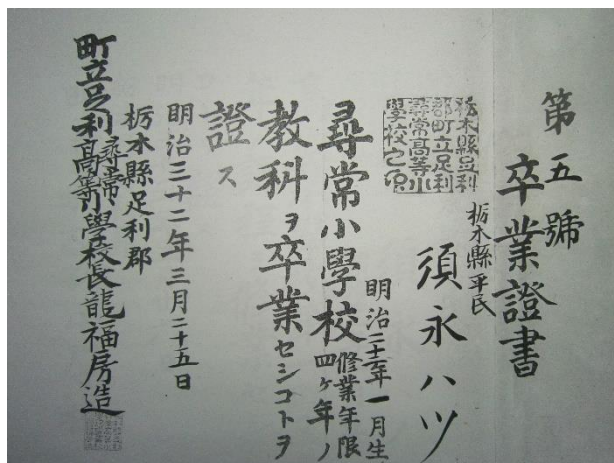
前述したように、(第1次)「小学校令」公布後の明治20年代初頭より表題は「証書」であるが、文面上において修業証書と卒業証書の分化がみられた。

(第2次)「小学校令」下の明治20年代末になると、表題にも「修業証書」と明記されるようになる。そして「栃木縣平民」、氏名のあと年齢ではなく生年月日が記されるようになる。そして文面は「尋常小学校第一学年ノ課程ヲ修業セシコトヲ證ス」と、「課程」という用語がつけ加えられている。

また授与主体は「町立足利尋常高等小学校」となっている。1890(明治23)年公布の(第2次)「小学校令」により学校の設置主体が市町村となり、また

尋常科（4年）と高等科（2年）を併設した尋常高等小学校も制度化された。ハツは新設された「足利町立尋常高等小学校」から証書を授与されたのである。また授与の日付も三月三十一日となっている。

政五郎の修業証書も授与の日付は三月末になっていたが、明治20年代末になると四月学年暦も確立定着していたことがうかがえよう。また証書の判もB4判と大きくなっている。ハツは続けて、以下のように1年後の1897（明治30）年3月25日付で同校の第二学年、さらに1898（明治31）年3月26日付で同校の第三学年の修業証書が授与されている。

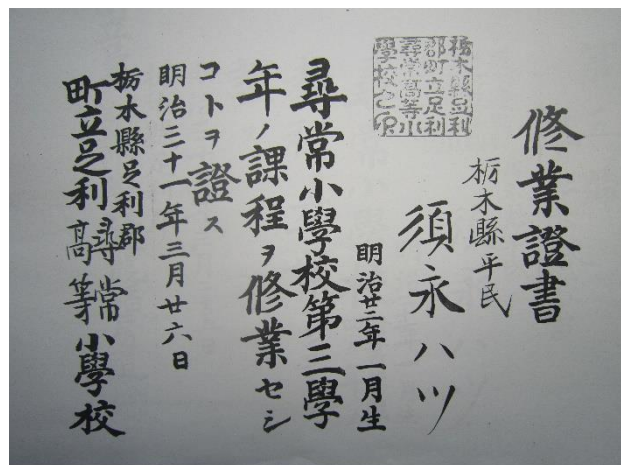
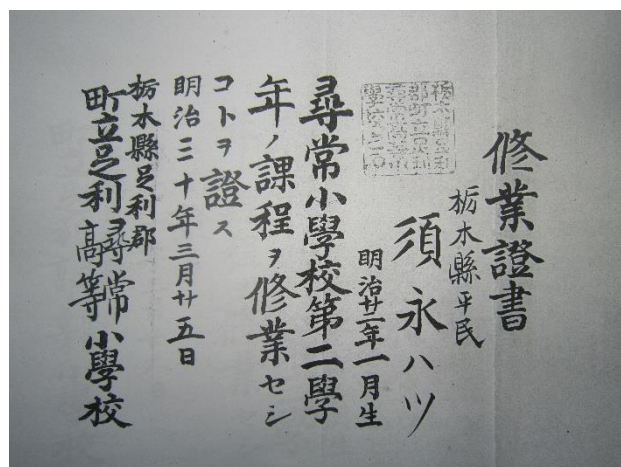


この卒業証書の文面は、(第2次)「小学校令」の義務規定等の条文に基づくものとみられる。すなわち同「令」の第二十条に「学齡児童ヲ保護スヘキ者ハ其学齡児童ヲシテ尋常小学校ノ教科ヲ卒ラサル間ハ就学セシムルノ義務アルモノトス」⁽⁵⁾と、尋常小学校の「教科」を学び終えることが義務と規定されている。さらにこの「小学校令」のもと翌1891（明治24）年11月17日に公布された文部省令第十一号「小学校教則大綱」には、「卒業証書」に関して次のような条文（第二十二條）がみられる。

第二十二條 小学校長若クハ首席教員ハ修業年限ノ終リニ於テ児童ノ学業ノ成績ヲ考ヘ小学校教則ニ定メタル課程ヲ完了セリト認定スルトキハ卒業証書ヲ授与スヘシ⁽⁶⁾

すなわち小学校の修業年限の修了時に、「小学校教則」に定めた課程を「完了」したと認める時は「卒業証書」を授与すべきことが規定されている。かつ冒頭に「小学校長若クハ首席教員ハ…」とあることから卒業証書の授与主体は校長もしくは首席教員とされている。(第2次)「小学校令」には「第六章 小学校長及び教員」の章も登場しており、学校管理者としての校長職も成立していたのである。

なお修業証書については、「小学校教則大綱」の説明文中に、卒業証書に準じて「各学年末ニ於テモ亦之ニ準シ一学年間ノ成績ヲ調査シ其進歩ノ相当ナル児童ニ修業証書ヲ授与スルハ地方ノ便宜タルヘシ」⁽⁷⁾と、各学年の修了時に「修業証書」を授与することは「地方ノ便宜」、すなわち各地方、各学校の任意としている。こうした規定に基づいて(第2次)「小学校令」期においては、学校卒業時における「卒業証



2. 尋常小学校卒業時に「卒業証書」を授与

ハツは、さらに1年後の1899（明治32）年3月25日付で次のような「卒業証書」が授与されている。冒頭に「第五号」と授与番号が付記され、表題も「卒業証書」と明記され、文面は「尋常小学校 修業年限四ヶ年ノ 教科ヲ卒業セシコトヲ證ス」との表現になっている。また授与主体は「町立尋常高等小学校 校長龍福房造」と校長名になっている。

書」と学年修了時における「修業証書」が明確に区別され、条文化されているのである。

なお1892(明治25)年2月15日付、「文部省普通学務局長通牒」には、小学校で授与する「卒業証書」と「修業証書」のほかに「学習証書」の書式も示されている。⁸⁾その「学習証書」とは、「数学年ノ児童ヲ一学級ニ編制シタル場合及単級ノ学校ニ於テ一箇年間課業ヲ学習シタルモノニ授与スル証書式」⁸⁾と説明され、また「学習」であって「修業」ではないとも注記されている。1891(明治24)年11月に公布された「学級編制等ニ関スル規則」において、全校生徒を1学級に編成する単級学校と複数学級から成る多級学校が制度化されるが、明治20年代後半期は、単級学校や複数学年児童を一緒に教育する複式教育が大部分を占めていた。学年別編成ではない複式教育の場合は、各児童の修学が明確に各学年の課程に対応したものととは限らないために、「修業証書」ではなくて「学習証書」と称したのであろう。

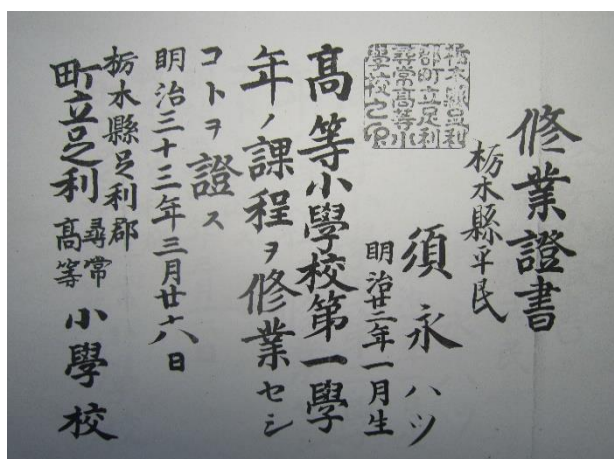
ところで証書の文面において、学年の修了は「課程ヲ修了」、学校の卒業は「教科ヲ卒業」と表記されている点については、違和感もたれる人も少なくないであろう。というのは現代において、「教育課程」という用語は学校のカリキュラム全体を示す広い概念であり、その中に「各教科」、「道徳」、「特別活動」等の領域があるとされている。すなわち「教育課程」は「教科」よりも広い概念なのである。しかし戦前の学校においては、学校行事、儀式、運動会、修学旅行などは実際には盛んに行われてはいたが、教育課程とは「教科」のみであり、いわゆる教科外領域は教育課程とはみなされていなかった。卒業証書における「教科ヲ卒業」という表現には、そうした戦前の教育課程観が反映されていたと言えよう。

このように(第2次)「小学校令」期において明確に分化した「修業証書」、「卒業証書」、「学習証書」であるが、1900(明治33)年公布の(第3次)「小学校令」の「施行規則」においては、「学校長ハ修業年限ノ終ニ於テ尋常小学校若ハ高等小学校ノ教科ヲ修了セリト認メタル者ニハ卒業証書ヲ授与スベシ…学校長ハ学年末ニ於テ各学年ノ課程ヲ修了セリト認メタル者ニハ修業証書、第二十一条ノ規定ニ依リ一

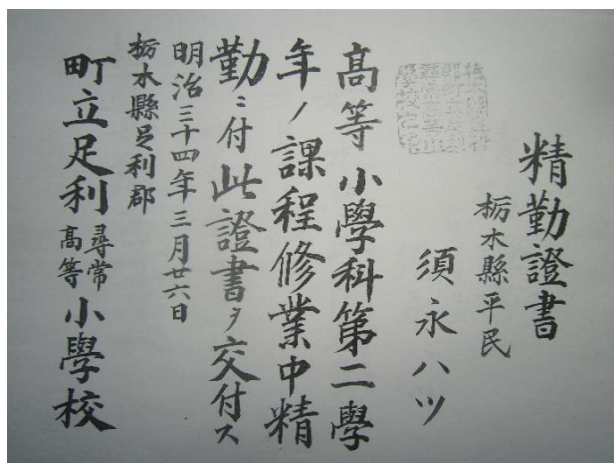
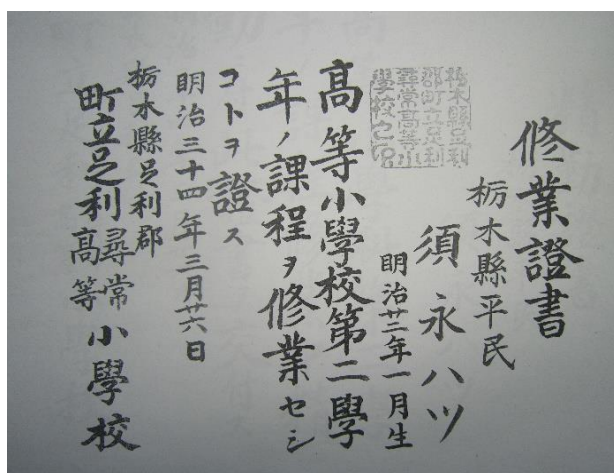
学年間学習セシ者ニハ学習証書ヲ与フルコトヲ得」⁹⁾(第二十四条)と明確に条文化されている。

3. 足利町尋常高等小学校の高等小学校に進学

さて足利町立尋常高等小学校の尋常小学校を卒業したハツは、さらに同校の高等小学校に進学、1900(明治33)年3月26日付で次のような同校第一学年の「修業証書」を授与されている。



そして翌1901(明治34)年3月末には第二学年の「修業証書」のほか「精勤証書」も授与されている。



「精勤證書」とは文字通り欠席少なく登校し、勉学に精励したことの証明書であるが、そこには（第2次）「小学校令」期における教育評価の方針の変化が反映されていたと言わなければならない。

4. 「精勤證書」の登場とその背景要因

(1) 試験による競争主義の弊害

明治初年の「学制」期は文明開化、知育重視の時期であり、進級試験においても試験（学業）成績が重視された。したがって成績優秀者にはいろいろな褒章が授与され、1度に2等級を進級する「飛び級」もあった。反対に成績不振の場合は落第（原級留置）となった。また各学校で代表者を選出して成績を競い合う「比較試験」も実施されていた。

しかし明治20年前後になると、教育雑誌上にも試験による競争の弊害を指摘する論説が数多く登場するようになる。例えば『教育時論』48号（明19・8・15）に「生徒父兄の過度に試験を重んずるの弊を矯むる策に対する論議」と題し、岩代の「田舎散史」は、平素は学校の内外に塵埃が堆積しているが、いざ試験日が訪れると、田舎正月が来たように美美敷飾り、生徒も美服で登校するなどお祭り騒ぎの様相になると指摘している。「玉碎堂主人」も、試験の成績のみを過大視して賞罰を行い、平生の行状や成績を軽視している風潮を批判している。⁽¹⁰⁾『教育時論』51号（明19・9・15）掲載の「試験ノ優劣ヲ直接ニ比較スルノ弊」と題する記事にも、「世人ノ試験成績ニノミ注目シテ毀誉褒貶ヲナスノ弊習」が次第に変化して「平時ノ実績ヲ注視スル風」に変化しつつある状況を指摘している。⁽¹¹⁾『教育時論』53号（明19・10・5）掲載の「試験ヲ廃スベシ」と題する記事では「世間多数ノ教育家ハ尚徒ニ試験ノ末ニ馳セ平生ノ授業上ニハ更ニ頓着モセズシテ妄ニ試験場ノ辺幅ヲ飾リ得点ノ多寡ヲ貪ルモノ少カラズ」⁽¹²⁾と、平素の授業法如何には全く無頓着で試験の成績のみを競う風潮を批判している。『教育報知』147号（明21・12・1）掲載の「試験競争論」では、競争試験は、名は生徒学力の比較であるが、その実は教員の優劣を評価する風潮となり、勢い各教員は試験成績の向上のみに腐心、おのずと知識の注入傾向になっている

状況を批判している。⁽¹³⁾同誌202号（明23・2・1）掲載の「奨励試験ニ付テ卑見ヲ述ブ。」と題する論説も、教員が「試験ノ好結果ヲ得ルヲ目的トシ、少シモ心性発達ノ順序ニ頓着セズ、妄リニ智識ヲ注入セントスルモノアルヲ致ス是レ蔽フヘカラザル事実ナリ」⁽¹⁴⁾と実情を指摘している。

(2) 平素の行状点の重視

上述したように試験の成績結果のみを重んじ、過度の競争主義の弊害が目立つなか、前述の「小学校教則大綱」には、試験の目的について「小学校ニ於テ児童ノ学業ヲ試験スルハ専ラ学業ノ進歩及習熟ノ度ヲ検定シテ教授上ノ参考ニ供シ又ハ卒業ヲ認定スルヲ以テ目的トスヘシ」（第二十一条）⁽¹⁵⁾と規定、同「大綱」の説明文には「試験ハ…既に教授シタル事項ニ就キ果シテ能ク理會セシカ若クハ応用シ得ルカヲ試ミテ将来教育上ノ参考ニ資スルヲ以テ目的トスヘキナリ」⁽¹⁶⁾と、試験の目的はあくまでも児童の学業進歩の状況を見定め、教師の教授上の参考に資するためであると述べている。しかし現状は、試験成績の結果のみを重視するあまり「一時ニ夥多ノ事項ヲ課スルモノアリ児童ノ心身ヲ害スル誠ニ少小ナラスト謂フヘシ元來試験ヲ以テ妄リニ競争心ヲ鼓舞スルノ具トナスカ如キハ教育ノ法ヲ誤リタルモノニシテ…」⁽¹⁶⁾と、いたずらに児童の競争心のみを煽り、知識のつめこみに奔走、児童の心身の健康を損ねるなど弊害が多いと指摘している。したがって試験の成績評価も、細かい点数表記ではなく、例えば「甲乙丙」など「成ルヘク適当ナル語ヲ用ヒ点数若クハ上中下等比較的ノ意味ヲ有スルモノヲ用ヒサルヲ可トス」⁽¹⁶⁾と述べ、また点数を用いる場合も「成ルヘク簡單ナル点数ヲ用ヒンコトヲ要ス」⁽¹⁶⁾と述べている。また卒業の認定も、「単ニ一回ノ試験ニ依ラスシテ平素ノ行状学業ヲモ斟酌スルヲ要ス」⁽¹⁵⁾と、卒業の認定も一回の試験によってではなく、平素の行状や学業を重視すべきであるとしている。

このように「教則大綱」において、試験の目的は教師の授業法の改良に資するためであり、生徒の教育評価も試験成績のみでなく平素の行状点を重視すべきとの明確な方針が示されたのである。そして「教

則大綱」公布後の明治20年代から30年代にかけての雑誌論説においても、試験の成績のみでなく平素の行状を重視すべきとの論調が支配的になる。⁽¹⁷⁾

上掲の「精勤證書」の授与は、試験による競争の弊害の認識のもと、平素の行状や学業への取り組みの態度を重視、評価するようになった方針の表れとみることができよう。なお1890(明治23)年の「教育勅語」渙発による徳育重視の政策動向も、その背景要因とみることができよう。

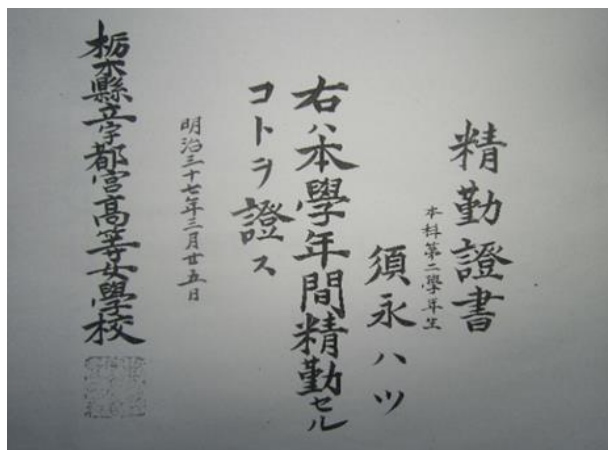
明治20年代半における上述した教育評価方針の転換は、1900(明治33)年の(第3次)「小学校令」の「施行規則」において、「小学校ニ於テ各学年ノ課程ノ修了若ハ全教科ノ卒業ヲ認ムルニハ別ニ試験ヲ用フルコトナク児童平素ノ成績ヲ考査シテ之ヲ定ムヘシ」(第十三条)⁽¹⁸⁾と明確に条文化されることとなる。すなわち修業や卒業の認定は、学年の修了時や学校の卒業時における一回の試験によってではなく、平素の成績(行状学業)考査によることとなる。

足利町の『毛野小百年のあゆみ』に、同校沿革史からの抜粋として、「明治三十三年八月二十二日文部省令第十号ヲ以テ従来ノ試験ヲ改正ス 改正ノ要領左ノ通り 小学校ニ於テ各学年課程ヲ修了若ハ全科ノ卒業ヲ認ムルニハ卒業ノ成績ヲ考査シテ之ヲ定メ試験ノ方法ニ依ラサルコトトセリ是レ心身ノ發育ヲ害スルノミナラス試験ノタメニ勉強スル陋習ヲ馴知スルヲ避ケンカ為メナリ。」⁽¹⁹⁾とある。すなわち卒業の認定は「試験ノ方法ニ依ラサルコト」とし、平常の成績や行状(生活態度)を重視するとの方針が示されている。なお1941年(昭和16年)の「国民学校令」においては、平常点の重視が一層強調されているという。

5. 宇都宮高等女学校に進学

ハツは、足利町立尋常高等小学校の高等小学校二年課程を卒業後、さらに宇都宮高等女学校に進学している。同校は1875(明治8)年、栃木町に「栃木女学校」として設立され、1879(明治12)年に中学校と統合されて「栃木県第一中学校女子部」となり、

1885(明治18)年、栃木県庁の宇都宮移転に伴い埴田町に移転、翌年「栃木県尋常中学校女子部」、1893(明治34)年に「栃木県立宇都宮高等女学校」と改称された。当時、栃木県内に高等女学校は宇都宮にしかなく、ハツは「栃木県立宇都宮高等女学校」と改称された同校に入学したのである。当然、同校より入学証書はじめ修学証書、卒業証書も授与されたものと思われるが、お預かりしたなかに、同校より授与された証書は、次の「精勤證書」のみであった。



そもそも明治期は、義務である尋常小学校の就学率も低く、特に女子は低かった。明治30年代になると、尋常小学校の就学率は男女ともに9割を越えるようになるが、それより上の高等小学校、さらに男子は中学校、女子は高等女学校と、中等段階の学校に進学する者は極めて少なく、特に女子は僅少であった。戦前は「良妻賢母」主義の女子教育観のもと、女子に高度な学問は不要との考え方が支配的であった。そんな状況のなかで高等小学校に進学し、さらに当時、宇都宮にしかなかった高等女学校にも進学したハツの事例は、極めて希少な事例であったと言わなければならない。ハツの卒業後の活躍が期待されたのであるが、拝見させていただいたハツの戸籍には「明治四拾参年拾月拾日午前参時死亡同日届出同日受附」と記されていた。高等女学校卒業後間もなく、弱冠21歳の若さで、廣吉の二女ヨシと同様、当時流行のスペイン風邪に罹患しての病死と伺った。医療技術が発達した現代であれば救われた生命であったろうと思うと、実に無念な思いのみが残った。

注

- (1) 拙稿①「須永平太郎の卒業（進級）証書に関する考察——明治初年の足利小学校の状況——」『足利工業大学研究集録第52号』平成29年9月。拙稿②「須永ヨシの卒業（進級）証書に関する考察——「教育令」期（明治10年代）の学校制度の変遷を反映——」同上誌
- (2) 「寄留」とは親戚宅等に居候すること。私はかつて青森県弘前に明治6年に創立された和徳小学校の『入退校簿』を資料に、明治20年代における同校生徒の中途退学について考察した。中退理由としては転居、見習い（商業、工業、家事）、家事都合等が多かったが、通学事情等から子どもを親戚宅等に「寄留」させるケースもみられた。青森県は児童の転籍や寄留が極めて多かったようで、「青森県年報」に、就学児童数の増減要因について「蓋学齡ニ出入アリ又転籍寄留等ニ関スルヲ以テナリ」（『文部省第十年報 第一冊』477頁）と指摘されている。（拙稿「和徳小学校『入退校簿』等に見る生徒の転入・転出の実態」『弘前学院大学紀要第22号』1986年）なお長野県小縣郡では明治29年1月、単身寄留児童の取り扱いに関する「通牒」が出されており（『長野県教育史 第十一巻 史料編五』302頁）、全国的にも寄留はかなり多かったと思われる。
- (3) 『栃木県教育史 第三巻』栃木県教育史編纂会 昭和32年 574頁
- (4) 明治6年、並木徳蔵寺を仮校舎に創立、当初「知新館」と称した。同上書 573頁
- (5) 『明治以降教育制度発達史 第三巻』59頁
- (6) 同上書 102頁
- (7) 同上書 105頁
- (8) 『大日本教育会雑誌』116号（明25・4・30）254～5頁
- (9) 『明治以降教育制度発達史 第四巻』68頁
- (10) 『教育時論』48号（明19・8・15）「生徒父兄の過度に試験を重んずるの弊を矯むる策に対する論議」20～21頁
- (11) 『教育時論』51号（明19・9・15）「試験ノ優劣ヲ直接ニ比較スルノ弊」6頁
- (12) 『教育時論』53号（明19・10・5）「試験ヲ廃スベシ 陸中 宮莊太郎」4頁
- (13) 『教育報知』147号（明21・12・1）「競争試験論」4～5頁
- (14) 『教育報知』202号（明23・2・1）11頁
- (15) 『明治以降教育制度発達史 第三巻』102頁
- (16) 同上書 105頁
- (17) 『教育時論』237号（明24・11・15）に「試験ノ採点法ニ付キテ」と題して寺田勇吉は、単に知識や能力の優劣のみでなく生徒普段の「操行」をも考慮し、学年の終わりに教員会議で生徒の学力品行人物を審議し及落を判定すべきと提言している。（13～15頁）それに対して「土州 寧浦生」は、同誌239号（明24・12・5）で「寺田君ノ試験採点法ヲ読デ」と題し、生徒の及落を教員会議で決するとすれば情実に支配されかねない問題があると指摘する。山口小太郎は、同誌238号（明24・11・25）で「評点法に関する寺田氏の意見につきて」と題し、評価は試験での学力のみでなく出席状況、学校や自宅での勉強ぶり、操行等を総合的に評価し、百点法ではなく甲、乙上、乙中、乙下、丙の五段階の標語で示すのが良いと述べている。『教育報知』511号（明29・4・23）掲載の東京の教務研究会調査「児童学業成績調査細則」によると、児童学業の成績は平常成績と試験成績の二種とし、平常成績は平常授業の際の児童学業の熟習進歩の状況を毎月示すこと、試験成績は毎学期の終わりに試験実施によって示すとし、平常成績は甲乙丙丁の標語をもって示す。毎学期の成績は平常成績と試験成績を平均し、各教科の成績を通約して一学期の総成績とし、総成績丙以上を及第とする。ただし成績及第の標準に満たない場合も、平素の成績を考査して仮に昇級させることもあるとしている。
- (18) 『明治以降教育制度発達史 第四巻』68頁
- (19) 『毛野小百年のあゆみ』昭和50年3月刊 38頁

原稿提出日 平成31年2月15日